

平成28年度両立支援等助成金 仕事と介護の両立支援の取組を進めるための 介護支援取組助成金の見直しについて

介護支援取組助成金については、仕事と介護を両立できる職場作りをさらに進めていただくため、より一層の取組効果を上げることを目指して、平成28年6月24日（金）から支給要件の一部を見直します。

具体的には、以下の2点の取組が支給要件に追加されます。

- 介護関係制度の設計・見直し
- 働き方改革の取組

ぜひ、これまでの取組に加えて実施し、仕事と介護を両立できる職場作りに取り組んでください。

なお、これまでの支給要件である取組についても一部見直しがあります。概要は別紙をご確認ください。

これまでの取組を活用し、新たな支給要領に基づく申請を行う場合はこちら([介護支援取組助成金Q&A](#))

- ※1 見直し前の支給要件に基づく支給申請は、平成28年6月22日（水）までに要件を満たし、かつ平成28年6月23日（木）までに支給申請を行ったものまでを受け付けます。郵送の場合は簡易書留とし、平成28年6月23日（木）の消印のものまでを受け付けます。
- ※2 従来の支給要件に基づく各取組については、支給申請の前日まで完了している必要があることにご留意ください。



取組内容	支給要件の変更点
<p>1 仕事と介護の両立に関する実態把握（アンケート調査）</p>	<p>「2 制度設計・見直し」、「3 社内研修」より前に実施すること （※制度設計・見直し、社内研修をより効果的に行うため）</p>
<p>2 制度設計・見直し</p>	<p>○育児・介護休業法に定める介護関係制度について、法律を上回る制度を導入すること（3、4より前に実施）。 （※育児・介護休業法に基づく制度を利用しやすくするため）</p>
<p>3 介護に直面する前の労働者への支援（社内研修・制度周知）</p>	<p>○実施時期：アンケート調査後 ○研修時間：1時間以上 ○受講者数：雇用保険被保険者の8割以上 ○実施内容：研修時間内に質疑応答ができること （※効果的な研修とするため）</p>
<p>4 介護に直面した労働者への支援（相談窓口の設置・周知）</p>	<p>○相談窓口は、氏名、電話番号、メールアドレス等で特定できること。 ○相談窓口担当者は社内研修に参加すること。 （※より相談しやすい体制整備のため）</p>
<p>5 働き方改革</p>	<p>○年次有給休暇の取得促進 ○時間外労働時間の削減 について、1～4に取り組んでから3か月間経過後、一定水準以上の実績があること。 （※介護をしながら働き続けやすい環境整備のため）</p>

※他にも要件があります。詳細な支給要件については、近日中に厚生労働省ホームページに掲載します。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

トップページから右上から「両立支援等助成金」でサイト内検索

両立支援等助成金（介護支援取組助成金） Q & A
（支給要件見直しに係る旧要件に基づく取組の取扱いについて）

Q すでに、改正前の要件に従って実施済みの取組があるが、改正後の要件を満たさない。すべての取組をやり直す必要があるのか。

<ケース 1> 1 時間以上の社内研修を実施し、質疑応答も行っていたが、受講者数が雇用保険被保険者の 8 割に満たない。

（答）

社内研修未受講者に対して研修を実施し、受講を促してください。合計して雇用保険被保険者の 8 割に達すれば要件を満たします。

<ケース 2> 社内研修を実施したが 30 分程度であり、質疑応答はしていなかった

（答）

追加で 30 分以上の研修を実施し、質疑応答の時間を設けてください（指定の研修資料については、説明等に 1 時間程度を要するという想定で作成されております）。追加研修の内容としては、① 1 度目の研修で簡略化した点があればその部分を補足する ② 「制度設計・見直し」の取組実施により両立支援制度に変更があった場合はその内容を説明する、などが考えられます。

<ケース 3> 社内研修を実施したが「アンケート調査」より前に行った。

（答）

「アンケート調査」の結果及び追加要件である「制度設計・見直し」の内容を踏まえて、改めて研修を実施してください。アンケート調査による実態把握結果、「制度設計・見直し」の内容などを踏まえて、より効果的な研修となるようにしてください。

<ケース 4> 指定の資料により「相談窓口の周知」「制度の周知」を実施したが「アンケート調査」の前に行った。

（答）

「アンケート調査」の結果及び追加要件である「制度設計・見直し」実施後に、整備した制度を反映した内容で、改めて周知を実施してください。

<ケース5>「相談窓口の周知」において、氏名、電話番号、メールアドレスなど相談担当者が特定されていない。また、相談窓口担当者が社内研修を受講していなかった。

(答)

氏名、電話番号、メールアドレスなどを特定して再度周知を行ってください。「制度設計・見直し」の結果、制度が変わった場合は、その内容も含め再度周知してください。

相談窓口担当者が社内研修を受講していない場合は、改めて研修を実施し、受講してください。

<ケース6>アンケート調査、社内研修、相談窓口・制度の周知を旧要件の全てを実施済みだが支給申請をしていなかった。

(答)

取組の内容が、見直し後の要件、実施順序に沿っているかを確認のうえ、追加でまたは改めて取組実施のうえ、見直し後の要件を満たしたうえで申請してください。